

住民課

☎89-3334

▼国民年金からのお知らせ

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・個別訪問による納付のご案内や免除などの申請手続きのご案内を、民間事業者へ委託しています。

平成25年2月から、民間委託業者が変更されます。変更前 平成25年1月31日まで アイ・シー・アール シー・ヴィー・シー共同企業体 (国民年金保険料納付案内・勸奨業務)

変更後 平成25年2月1日から 日立トリプルウィン 株式会社

【業務内容】 未納保険料納付勸奨通知書 発送業務 保険料収納業務 お問い合わせ先 ☎0120・211・231

振り込み詐欺などにご注意

◎民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書により、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払していただくようご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。

◎民間事業者が戸別訪問して保険料をお預かりする場合は、顔写真入りの納付督促員証明書(身分証)を提示し、日本年金機構が発行する納付書をお持ちの方に限り、保険料をお預かりすることが可能となっています。

※納付書をお持ちでない方から、保険料をお預かりすることはありません。

他の業者や、不審に思われる訪問者や電話の照会があった場合は、その場で対応せず相手の所属・名前・連絡先を確認いただき、住民課・各支所町民課または年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先 住民課または各支所町民課 備後府中年金事務所 ☎0847・41・7421

▼府中税務署からのお知らせ

■確定申告会場の開設日程

Table with 3 columns: 期間 (2月14日(木) 3月15日(金)), 受付時間 (午前9時~午後4時), 会場名 (府中市文化センター (府中市府川町70番地))

※土・日曜日は除きます。※期間中は、府中税務署では申告会場を設けていませんので、ご注意ください。

★申告の作成・提出は e-Tax または郵送などで！ 確定申告期間中の申告会場は混雑が予想されます。申告書はご自分で作成され、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」または郵送などにより提出されることをお勧めします。○e-Taxを利用すれば、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税に関する各種手続きができます。○国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用すれば、所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。詳しい情報は国税庁ホームページ www.nta.go.jp をご覧ください。

★国税の納付手続きについて 納付する税額がある場合、納期限までに金融機関または所轄の税務署で自ら納付していただく必要があります。申告書の提出後に別途、税務署から納付書の送付や納税通知書などのお知らせはありませんので、ご注意ください。★納期限 申告所得税 3月15日(金) 消費税 4月1日(月) ★納税は便利な口座振替で！ 振替納付日 申告所得税 4月22日(月) 消費税 4月24日(水) ※口座振替をご利用いただくためには、事前に手続きが必要です。

お問い合わせ先 府中税務署 ☎0847・45・2570

福祉課

☎89-3335

▼母子家庭自立支援教育訓練給付金事業のお知らせ

母子家庭のお母さんの就業を支援するため、就業に結びつきやすい講座を受講した場合、修了後に受講料の2割を支給します。

- 1. 対象となる方 (1) 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあること。 (2) 雇用保険の教育訓練給付の受給資格がないこと。 2. 対象となる講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育

▼ご存知ですか？ 児童扶養手当制度

児童扶養手当とは？ 父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立を促し、子どもの福祉のために支給される手当です。

- ◆支給要件は？ 次のいずれかに該当する子どもについて、(父)母がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。 ① 父母が婚姻を解消した子ども ② 母(父)が死亡した子ども ③ 母(父)が一定程度の障害の状態にある子ども ④ 母(父)の生死が明らかでない子ども ⑤ 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども ⑥ その他母(父)が1年以上遺棄している子ども、母(父)が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した

- 訓練講座(例: ホームヘルパー、医療事務など) 3. 支給額 受講料の2割 (上限100,000円、下限4,001円) 4. 申請窓口 支給を希望される方は、福祉課へお早めにご相談ください。 (※受講開始前の申請が必要です。厚生労働省ホームページもご覧ください。) 子どもなど) ※支給対象となる子どもは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にいる子ども障害を有する場合は20歳未満です。 ※支給要件に該当していても、子どもが児童福祉施設などに入所しているときや、受給者となる人や子どもが公的年金を受けることができるなど、手当を受けられない場合があります。 ◆手当額は？ 受給資格者(ひとり親の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。 全部支給... 41,430円 一部支給... 41,420円~9,780円 ※手当額は平成24年度の額です。受給資格者本人または扶養義務者の所得によっては支給停止となる場合があります。 お問い合わせ先 福祉課または各支所町民課

環境衛生課

☎89-3336

▼2月は省エネルギー月間です

冬場は暖房器具の使用により、エネルギーの消費が増大するため、国は毎年2月を「省エネルギー月間」とし、国、地方公共団体、事業者および国民が一体となった省エネルギーの推進を呼びかけています。 日常生活を見直して、一人一人が省エネを実施しましょう。節電・省エネの実施は、電気代の節約にもつながります。

冬にできる省エネのポイント

- 暖房器具 【エアコン、ガス・石油ファンヒーター】 暖房の設定温度は20℃以下にする ・フィルターを2週間に1回程度掃除する 【電気カーペット】 ・電気カーペットは人のいる部分だけ温める ・カーペットの下に断熱マットなどを敷く 【電気こたつ】 ・こたつ布団に上掛けと敷布団をあわせて使う ・温度設定を低めにする ●電化製品 ・不要な照明をできるだけ消す ・使わない機器はプラグを抜いておく ・テレビは必要な時以外は消し、消すときは主電源を消す ・冷蔵庫は季節に合わせて温度調節をし、ものを詰め込み過ぎない ・ジャー炊飯器は早朝にタイマー機能で一日分をまとめて炊き、保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する ・お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切る ●風呂、洗濯 ・洗濯物はまとめて洗う ・風呂は間隔を空けずに入り、追い炊きをしなくても、シャワーは流しっ放しにしない

他にも省エネの方法はたくさんあります。夜は家族が一つの部屋に集まり食事をするなど、みんなで楽しく省エネしましょう！